

輸出国登録施設制度（素案）について①

【現状】

- 多くの国でHACCP導入の促進・義務化が進んでいる
- 国内でもHACCPの普及を進めているところ

【課題】

- 増加する加工食品は、最終製品のモニタリング検査中心の対策では、十分な安全性確保ができなくなるおそれがあり、輸出国における衛生対策を一層進める必要がある

【目的】

- 輸出国における衛生対策の推進を目的とし、「輸出国登録施設制度」の周知、普及を行う。

輸出国登録施設制度（素案）について②

【既存の輸入食品等事前確認制度】

- 平成6年より導入
- 製造者自らが施設基準の適合性を確認し、輸出国政府を通じて申請
- 自主検査は3年間省略できる（ただし、検査命令やモニタリング検査は除く。）

【輸出国登録施設制度（案）】

- HACCPを必須要件とする
- 輸出国における衛生対策に係る定期的な監査
- 自主検査は5年間省略できる（ただし、検査命令やモニタリング検査は除く。）

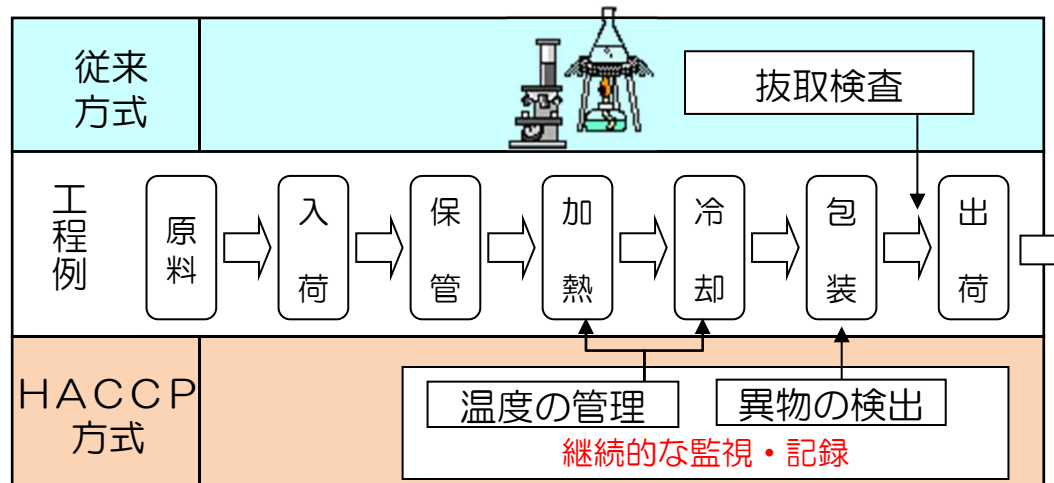
(参考) HACCP (ハサップ) とは

食品原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、

- ① 微生物、化学物質、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析・予測 (Hazard Analysis) した上で、
- ② 危害の発生防止につながる特に重要な管理点 (Critical Control Point) を継続的に、監視・記録する

工程管理のシステム。

これまでの抜取検査に比べ、より効果的に問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるとともに、原因の追及を容易にすることが可能。



*FAO/WHO合同食品規格委員会 (コーデックス委員会) により、HACCP適用のガイドラインが示されている。

輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン） に係るチェックリストの活用

食安輸発0330第4号
平成27年3月30日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）」に
係るチェックリストについて

標記については、平成20年6月5日付け食安発第0605001号及び平成27年1月16日付け食安輸発0116第1号により通知しているところです。食品への異物混入事案については、昨年7月のベトナム産冷凍ししゃもや、本年1月に国内品で相次いだことを踏まえ、各検疫所においては、関係事業者に対し説明会を開催するなど、輸入食品に係る自主管理の徹底について指導方お願いします。

また、本指針に基づく主な確認事項を別紙にて作成したので、これを参考に、輸出国の食品安全に係る法整備等も踏まえ、輸入者自らが輸出国の食品製造施設の管理が実施できるチェックリストの作成等について指導方よろしくお願いします。

平成27年3月30日付け食安輸発0330第4号
「「輸入加工食品の自主管理に関する指針
（ガイドライン）」に係るチェックリスト
について」

＜主な内容＞

輸入食品における異物混入事例を踏まえ、ガイドラ
インに基づく**主な確認事項**をチェックリスト化

→食品取扱施設の業種、輸出国の法整備を踏ま
えた輸入者自らのチェックリストの作成、活用

URL :

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000043585.html>

5. 輸入食品の安全性確保に関する リスクコミュニケーションの主な取組

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、検査命令やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載し、随時更新。また、検疫所相談窓口、登録検査機関、外国公的検査機関などの一覧も掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/topics/importedfoods/>

- 食品添加物、残留農薬、遺伝子組換え食品等の各種対策の概要、通知、Q&Aなどを掲載。

日本語 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html

英語 <http://www.mhlw.go.jp/english/policy/health-medical/food/index.html>



2. 意見交換会、説明会等

- 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催。

- パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集。

- 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣。

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）





厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました

※「平成28年度輸入食品監視指導計画（案）」に関する御意見については、平成28年1月26日から2月24日まで募集しております。

参考資料

参考法令

■ 主な食品衛生関係法規

- ❖ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）
- ❖ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
 - ◆ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
 - ◆ 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- ❖ 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）（昭和26年厚生省令第52号）
- ❖ と畜場法（昭和28年法律第114号）
- ❖ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）
- ❖ 牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）
- ❖ 既存添加物名簿（平成8年厚生省告示第120号）
- ❖ 食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）
 - ◆ 食品一般の成分規格、製造・加工・調理・保存基準
 - ◆ 個別食品の規格基準
 - ◆ 添加物の成分規格、保存・製造・使用基準
 - ◆ 器具・容器包装・おもちゃ・洗浄剤の製造・使用基準

■ 食品安全基本法

❖ 第4条 食品供給行程における適切な措置

食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない。

❖ 第6条 国の責務

国は、前3条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第7条 地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

❖ 第8条 食品関連事業者の責務

食品の・・・、輸入、・・・を行う事業者は基本的理念にのっとり、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じる責務を有する。